

令和元年 5月31日

第315号

〔発行〕 (公社)神奈川労務安全衛生協会藤沢支部
支部長 プレス工業株式会社 藤沢工場
編集 藤沢支部 広報部 会
<http://www.roaneikyo.or.jp/shibu/fujisawa/index.htm>

2019年度 定時総会開催される 2019年 4月24日(水) 於：藤沢商工会議所

神奈川労務安全衛生協会藤沢支部定時総会は71社出席の下、190社の委任状を合わせ支部規約第20条、総会員数の2分の1以上の確保を以って成立し、盛大に開催されました。

来賓に藤沢労働基準監督署より塚田副署長をはじめ、協会本部より中村常務理事を迎え、浦上支部長による開会挨拶をいただいた後、第1号議案から第6号議案まで滞りなく決議承認されました。

続いて「無災害事業場表彰」が行われました。これは平成28年1月1日～平成30年12月31日までの3年間の無災害の達成事業場へ贈るもので、本年度は6事業場が対象となり、内3事業場代表者の出席を賜り、浦上支部長より表彰状が授与されました。

来賓を代表し塚田副署長より小沼署長の祝辞を代読いただき、最近の労働行政の課題についてお話をいただきました。

第一に働き方改革関連法にもとづき年次有給休暇5日の取得が義務化されるので取得促進とともに管理簿を作成するなど管理の徹底を述べられました。また、医師との面接指導の対象も示され、今後は労働時間の管理とともに従来からの時間外労働および休日労働に関する協定も適切に運用していただくよう述べられました。また、来年度は中小企業の上限規制の摘要を受けることとなっており、是非とも関連業界、企業ともに長時間労働の是正に向けて取り組んでいただきますよう心よりお願い申し上げますと協力を要請されました。

第二に労働災害防止について説明がありました。第13次労働災害防止推進計画がスタートし2年目となりますが、昨年度、藤沢署管内では労働災害による死亡者は1名、休業4日以上死傷災害は604件とのこと。この数値は第12次防以降もっとも大きい数値となっており、増加率としては前年比6.5%とのこと。さらに平成31年1月から3ヶ月の前年同期比で12%増加しており、早急に歯止めをかけなければならない状況であると述べられました。特に製造業や

建設業は少ない件数ながら災害が発生すると死亡災害に至りやすい状況で、それに対し小売・飲食店・社会福祉施設などでは転倒災害などの件数も多く課題となっていると示されました。

第三に健康障害防止について説明がありました。化学物質については作業環境測定やリスクアセスメントの実施、またストレスチェック制度の実施によって働く皆さんが健康で効率よく働ける環境づくりを進めてほしいとのこと。監督署では現場の声を大切に丁寧に、一方では厳正な対処を行っていくことの内容について話されました。

最後に本協会藤沢支部、本日参加の皆様のご健勝を祈念したいと述べられました。

閉会挨拶は岩井副支部長の辞で本総会を締めくくりました。
<TOTO(株) 高橋>



支部功労者表彰(写真左から3番目、浦上支部長)

※写真左から

JX金属(株) 倉見工場 永田 正之

三菱電機(株) 鎌倉製作所 井上 道雄

神奈川労務安全衛生協会藤沢支部 川村 波夫

神奈川労務安全衛生協会藤沢支部 焼石 幸英

三菱電機(株) 情報技術総合研究所 若林 隆夫

(欠席)

ミネベアミツミ(株) 藤沢工場 長谷川 拓夫

神奈川労務安全衛生協会藤沢支部 北代 康敏

〔2019年度 (公社)神奈川労務安全衛生協会藤沢支部スローガン〕

働く人の安全と健康が確保できる職場を目指し
力強く活動を推進しよう！

着任のご挨拶

藤沢労働基準監督署
副署長 塚田 和男



平成31年4月1日付けで藤沢労働基準監督署の副署長として着任いたしました塚田和男と申します。神奈川労働局監督課から参りました。当署の勤務は、監督署がまだ遊行寺の近くにあった20年以上前に1年間ありますが、それ以来2

回目となります。

藤沢労働基準監督署は今年度、課制署から方面制署に体制が拡充されました。副署長という職制は方面制署に置かれるものです。3月までは、監督課、安全衛生課、労災課という3つの課からなる体制でしたが、4月からは監督課と安全衛生課が統合されて、第一方面、第二方面、第三方面となり、業務課が新設されました。安全衛生専課はなくなりましたが、第二方面が安全衛生担当方面となります。第一方面、第三方面は、いままでの監督課と同じと御理解いただければと思います。

さて、「働き方改革関連法」により改正された労

働基準法、労働安全衛生法等がこの4月1日から順次施行されております。

時間外労働の上限規制は、いままで目安時間とされていた月45時間、年360時間並びに特別条項の時間が法定化され、36協定届の様式も改正されました。中小企業は1年間（建設業、自動車運転業務等は5年間）適用猶予となっております。御対応をお願いします。

年次有給休暇の5日取得義務については適用猶予がなく、企業規模にかかわらず、この4月1日以降に10日以上付与される労働者に適用されます。御留意願います。

中小企業の時間外労働月60時間超の割増率は、4年後の令和5年（2023年）から適用となりますので、お忘れのないように対応をお願いします。

改正された内容や運用方法については、詳細なパンフレット等が監督署や厚生労働省のホームページに掲載されておりますので、御利用いただくとともに、不明な点はお問い合わせください。監督署では、法改正について周知、徹底に努めてまいります。

神奈川労務安全衛生協会藤沢支部並びに会員事業場のみなさまには、御理解、御協力をいただきながら今後も行政施策を推進してまいりますので、どうぞよろしく申し上げます。

着任のご挨拶

藤沢労働基準監督署
第二方面主任監督官 合田 勝彦



平成31年4月1日付けで第二方面主任監督官として着任いたしました合田（ごうだ）と申します。今年度より藤沢労働基準監督署は方面制の署となりましたが、当署においては「安全衛生課＝第二方面」となりますので、労働安全衛生法に係る各種届出、報告、相談等は第二方面までお願いいたします。

私は今年の3月までの2年間、外国人技能実習機構に出向していたため、久しぶりの監督署勤務となります。そこで初心に立ち返り、「職場における労働者の安全と健康を確保するとともに快適な職場環境の形成を促進する。」という労働安全衛生法の目的を胸に刻み、皆様方の職場のさらなる安全・健康確保及び快適化に向けて微力ながら努めていきたいと思っておりますので、御理解、御協力のほど、よろしくご挨拶申し上げます。

就任のご挨拶

藤沢労働基準監督署
第三方面主任監督官 板谷 隆志



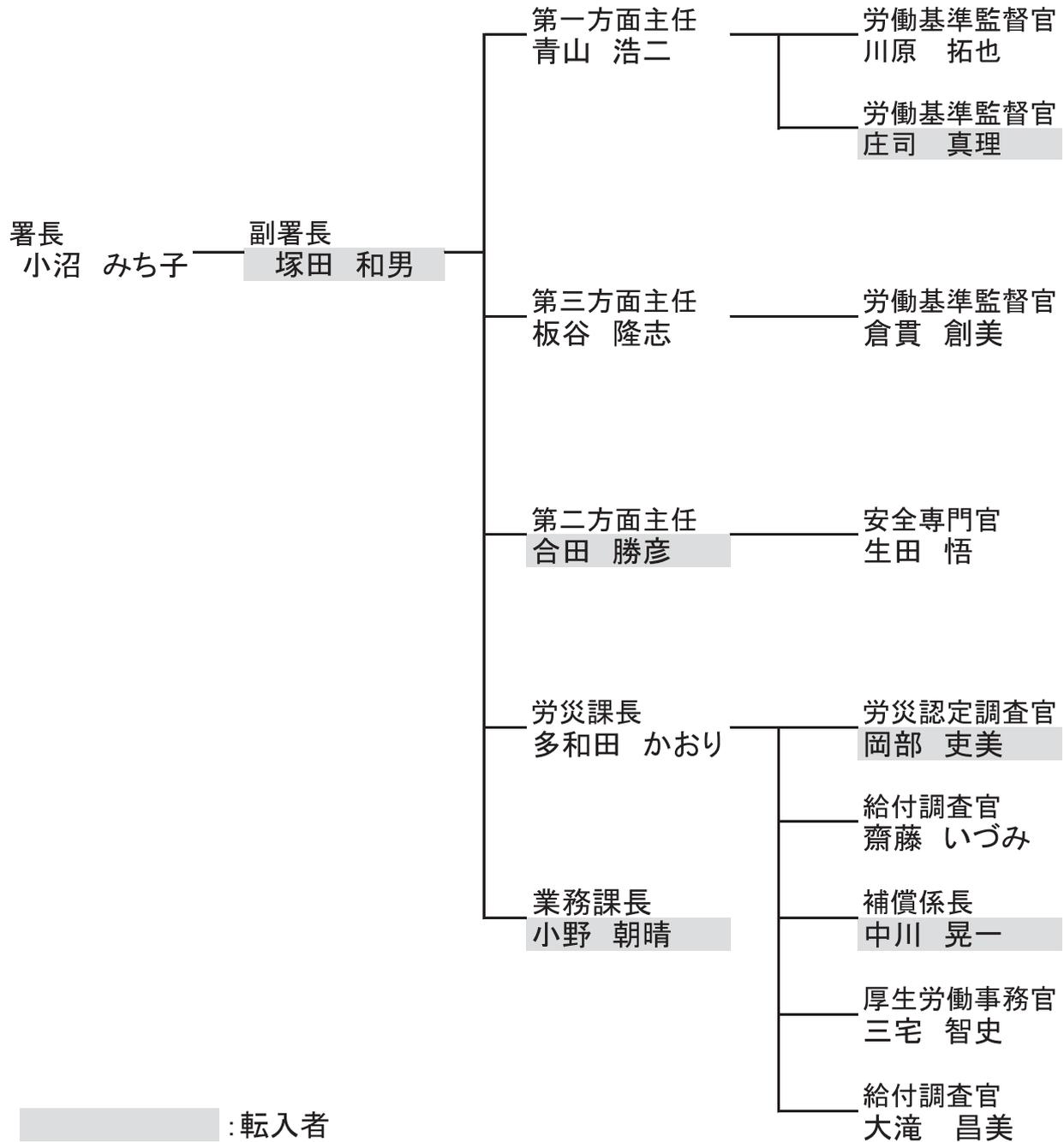
平成31年4月1日付けで藤沢労働基準監督署第三方面主任監督官として就任いたしました、板谷隆志でございます。藤沢署は昨年からの引き続きで2年目の勤務となります。すでにご案内のことと存

じますが残業時間の罰則付き上限規制や年次有給休暇の取得義務化などを柱とする労働基準法の大改正があり本年4月1日より施行されることとなりました。報道などで「働き方改革」という言葉をよく耳にすることと思いますが長時間労働の抑制は政府全体として取り組みを強化している重要施策の1つであり現代社会にとっても喫緊の課題となっております。私自身もこの重要課題の推進を担う労働基準行政の一員として微力ながら尽力して参る所存でございますので何卒ご理解・ご協力のほど、よろしくご挨拶申し上げます。

藤沢労働基準監督署からのお知らせ

平成31年4月1日付けで当署は課制から方面制署になり、下記のとおり組織となりました。

【藤沢労働基準監督署組織図】



：転入者

連絡先

藤沢労働基準監督署

〒251-0054 藤沢市朝日町 5 - 1 2
藤沢労働総合庁舎 3 階
TEL. 0466(23)6753
FAX. 0466(23)4288

第13次労働災害防止推進計画(平成30年度～令和4年度)の進捗状況について

昨年度から第13次労働災害防止計画が始まりました。この計画を受け、神奈川労働局においては第13次労働災害防止推進計画が策定され、全産業の死亡者数を令和4年までに15%以上減少、休業4日以上死傷者数を5%以上減少させるという目標が設定されています。重点業種別には、製造業及び建設業が死傷者数15%以上減少、陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設及び飲食店が死傷者数5%以上減少等という目標となっています。

藤沢労働基準監督署における第13次労働災害防止推進計画の初年度の進捗状況は次の表のとおりとなり、重点業種では陸上貨物運送事業と飲食店以外は災害件数が増加してしまい、初年度目標を達成することはできませんでした。

今年度目標を達成するため、藤沢労働基準監督署においても各種労働災害防止対策に努めてまいりますので、会員の皆様の更なる御協力をお願いいたします。

第13次労働災害防止推進計画(平成30年度～令和4年度)の推進状況 藤沢労働基準監督署 令和元年5月作成(平成31年3月末現在)

業種別	第12次防 期間中の 死傷災害	平成29年 死傷者数 (基準年)	13次防 減少目標	第13次労働災害防止推進計画										
				平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		
				目標値	速報値	目標値	確定値	目標値	確定値	目標値	確定値	目標値	確定値	
全産業 (対前年増減割合)	2,831	567	5%減少	561	604	555		550		544		538		
				-1.0%	6.5%	-1.0%		-1.0%		-1.0%		-1.0%		
製造業	死亡災害	4	0	15%減少	0	0	0		0		0		0	
	死傷災害	469	93	10%減少	91	105	89		87		85		83	
建設業	死亡災害	3	0	15%減少	0	1	0		0		0		0	
	死傷災害	357	60	10%減少	59	65	58		56		55		54	
陸上貨物運送事業	255	63	5%減少	62	60	62		61		60		59		
第三次産業	小売業	467	95	5%減少	94	103	93		92		91		90	
	社会福祉	276	52	5%減少	51	63	51		50		50		49	
	飲食店	177	41	5%減少	41	32	40		40		39		38	



熱中症に警戒を！！

平成30年（2018年）熱中症による神奈川県内の死傷者数

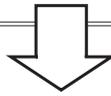
- ・休業4日以上の死傷者数 **74名**

過去（2013年）以降の死傷者数の2.5倍以上と激増。

- ・うち、死亡者数 **4名**

2013年～2017年の5年間の死亡者数合計と同数。

昨年（2018年）屋内作業でも、死亡災害が発生しています。



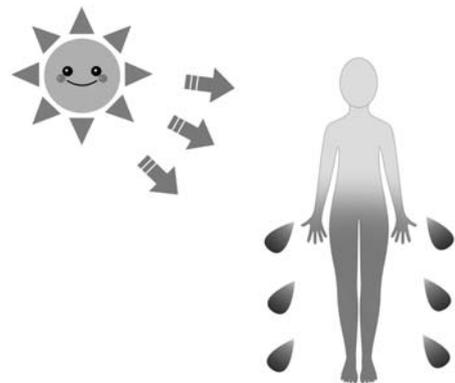
本格的な夏を迎える前から、あらゆる職場で熱中症の予防対策を計画的に進め、働く人の身を守りましょう。

1 症状

重症度	小	熱中症Ⅰ度	めまい・失神	筋肉の硬直	大量の発汗
	↓	Ⅱ度	頭痛	吐き気・嘔吐	倦怠感・虚脱感
	大	Ⅲ度	意識障害・けいれん	手足の運動障害	高い体温

2 職場における熱中症予防対策のポイント

- ①休憩場所の整備
- ②暑さ指数（WBGT値）の活用
- ③作業時間の短縮
- ④熱への慣れ・適用
- ⑤水分・塩分の摂取
- ⑥通気性の良い服装の着用
- ⑦日常の健康管理
- ⑧熱中症についての教育



3 応急処置

- ・暑い現場から涼しい日陰か、冷房の効いている部屋などに移す
 - ・衣類を緩めて（場合によっては脱がせて）、体から熱の放射を助ける
 - ・水分や塩分を取らせる
 - ・氷のうや濡れタオルなどで、首、脇の下、足の付け根を冷やす
- ※呼びかけに対する返事がおかしいなど意識障害がある、自力で水分が摂取できない、症状が回復しないなどは、直ちに医療機関に搬送する。

講習会実施報告(2019年1月～3月)

2019年1月から3月に、藤沢支部が主催した講習会の概要を報告します。

粉じん作業特別教育

2019年1月24日(木)25社81名参加

粉じん障害防止規則で義務付けられている「特定粉じん作業に従事する者」に対する特別教育の位置付けで実施しました。

KYT(危険予知訓練)講習会

2019年2月5日(火)19社40名参加

災害を未然に防止するための有効な手段として挙げられているKYT(危険予知訓練)について、現場作業に即した形で行い、身に付けていただくことを目的として、本講習を実施しました。

健康づくり研究会

2019年2月7日(木)

産業医34名、事業所7社8名参加

働き方改革の1つに「産業医・産業保健機能の強化」が挙げられており、産業医や産業保健スタッフなどの役割が極めて重要になっています。それを踏まえて、本研究会では、両立支援の事例研究やグループワークなどを実施しました。

職長教育講習会

2019年2月13日(水)、2月14日(木)

26社55名参加

労働安全衛生法60条に「新たに職務につくこととなった職長、その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者(作業主任者を除く。)に対し、(中略)安全又は衛生のための教育を行わなければならない」と定められており、法令に沿った形での職長教育を実施しました。



フルハーネス型墜落制止用器具特別教育

第1回:2019年1月28日(月)20社52名参加

第2回:2019年2月6日(水)22社55名参加

第3回:2019年2月18日(月)11社43名参加

第4回:2019年2月25日(月)17社44名参加

労働安全衛生規則が一部改正され、2019年2月1日より、高さ2m以上の高所において、作業床を設けることが困難な場合は、「フルハーネス型墜落制止用器具」の使用が義務付けられました。これに伴い、法定のカリキュラムに基づいた特別教育として実施しました。

申し込みが多く、すぐに満員になってしまったため、急遽追加実施することになり、1月～2月にかけて計4回実施しました。



労務管理実務研修会

2019年2月21日(木)19社23名参加

2019年4月施行の働き方改革と法改正についてと、仕事と介護の両立を支援できる管理職について、お話をいただきました。

フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育

2019年2月28日(木)20社49名参加

フォークリフト運転に起因する災害の防止を目的として、平成2年基発114号「フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育について」に基づいた内容の教育を実施しました。

新入社員等安全衛生教育を開催！

2019年4月9日(火) 於：藤沢市民会館小ホール

2019年の会員各社の新入社員等を対象とした安全衛生教育を藤沢市民会館小ホールにて開催致しました。今年度は30社190名の方々が受講され、安全衛生に関する重要性や基本的な教育が行われました。

鈴野広報部会長の開会挨拶の後、第一部として藤沢労働基準監督署第二方面主任の合田(ごうだ) 監督官から、労働基準監督署の役割と労働安全衛生法やその他の関係法令についての解説を頂き、労働災害の現状、労働時間の適正な管理について説明を頂きました。

第二部として、神奈川労働安全衛生協会藤沢

支部の徳嶋講師から安全衛生教育について、テキスト・DVDによる説明の他、ご自身の体験談などを交えて、安全・健康・快適に働く為



に、職場で実施してほしい安全衛生の基本等、わかりやすい説明をして頂きました。

最後に『ゼロ災でいこうヨシ!』の安全唱和で安全意識を高め、研修を終了致しました。

阿部支部長代行による閉会の挨拶後、受講者全員に修了証をお渡しして、閉講となりました。

〈中外製薬(株) 赤塚〉



〔当面の支部行事予定〕

- | | | |
|---------------------------|-----------------|---|
| ○衛生推進者養成講習会 (第1回) | 6月4日(火) | 場所：藤沢市建設会館 4階大会議室 |
| ○全国安全週間湘南地区推進大会 | 6月7日(金) | 場所：藤沢市民会館小ホール |
| ○動力プレス機械の金型等調整特別教育 | 6月8日(土) | 場所：プレス工業(株)藤沢工場 |
| ○優良事業場見学研修会 | 6月14日(金) | 場所：東京湾アクアライン避難用地下通路
アズビル(株)藤沢テクノセンター |
| ○有機溶剤業務従事者に対する特別な労働衛生教育 | 6月21日(金) | 場所：藤沢市建設会館 4階大会議室 |
| ○化学物質リスクアセスメント講習会 | 6月25日(火) | 場所：藤沢市建設会館 4階大会議室 |
| ○職長教育 (第2回) | 7月2日(火)～3日(水) | 場所：藤沢市建設会館 4階大会議室 |
| ○リスクアセスメント講習会 (第1回) | 7月11日(木) | 場所：藤沢市建設会館 4階大会議室 |
| ○粉じん作業特別教育 | 7月17日(水) | 場所：藤沢市建設会館 4階大会議室 |
| ○フルハーネス型墜落制止用器具特別教育 (第2回) | 7月19日(金) | 場所：藤沢市建設会館 4階大会議室 |
| ○安全衛生推進者養成講習会 | 7月30日(火)～31日(水) | 場所：藤沢市建設会館 4階大会議室 |

安・健・快 雑感

JX金属コイルセンター(株) 佐藤 真也

実家近く、住み慣れた地元で家を建てて5年。
4人の子供達と過ごす休日は、のんびり…
とは程遠く、かえって疲れる事もしばしば。

桜の時期も終わり、GWに向けて毎年恒例
になった家庭菜園の植え付けの準備をします。

端に実母から譲り受けた南天、義母がくれた
シモツケと、いつか大きくなって沢山採れたら
いいなと2本のブルーベリーの木を植えました。

冬場はネギと栽培の簡単なラディッシュが少
しと寂しかった畑も、夏を前に子供達の好き
な夏野菜の苗でガラリと雰囲気も変わります。

また今年も、トマト数種類とピーマン、茄子
の苗を準備しました。晴れた日中に妻が整えて
くれた畑に苗を植えました。

剪定や支柱は平日皆が居ない時間に妻が、休
日には自分と子供達で草むしり。家庭菜園を
始めて、自然と出来た我が家のルールです。

丁度夏休みになると、一斉に食べ頃を迎えま
す。外で遊んでいる子供達は、喉が渇いたり、
小腹が空くと食べ頃のトマトやキュウリを自分

達で穫って食べてしまうほど野菜が好きで、実
が大きくなって、美味しそうに色付くのを心待
ちにしています。

「食育」と言う程立派なものではないけれど、
自分で植えて、世話をして、美味しく食べる。

少しでも育つ過程や世話の大変さ、花が咲き
実をつける喜びなど色々な事を感じ取ってくれ
たらいいなと思っています。



ラディッシュの収穫風景です

〔新規入会員紹介〕

- | | | |
|------------|--------------|----------------|
| ●日欧事務機株式会社 | 藤沢市鶴沼花沢町1-14 | 建設業 |
| ●株式会社アイクロス | 藤沢市鶴沼花沢町1-14 | 家具・建機・じゅうき等卸売業 |

〔編集後記〕

世間がGW、10連休で賑わう中、私もその波に
乗った一人である。しかしながら際立ったイベ
ント事もなく休養のみに時間を費やす中、あえ
て気になることと言えば広報誌への寄稿「編集
後記」の締切が連休明け早々にあることくらい
か。

GWに突入して早速、単身赴任先(神奈川県寒
川町)から地元(栃木県佐野市)へ帰った。連
休後半の天気の良い日を見計らい、5月3日
(金)「あしかがフラワーパーク」(栃木県足利市)
へ妻と十数年振りに出かけてみた。栃木県民は
道が混んでいようが無かろうが車で移動する選
択肢しか今も昔もない。しかし8年以上神奈川
で生活していると、その価値観も多少変化する。
電車やバスの利便性にすっかり慣れてしまった
のだ。そこへ新たな情報として目的地に「JRあ
しかがフラワーパーク駅」成るものが出てい

た。自宅から車で30分程ではあるが、あえて電
車で行くことを妻へ提案してみた。望む時間帯
に目的地へ着き、最も魅力的なのは昼食時のア
ルコールもOKな電車の良さを説いたのである。

車窓からの風景は子供の頃から見慣れた北関
東平野に何ら変わりはないが、改めて地元
で乗る電車の雰囲気は意外と新鮮だった。

私は十数年前、あしかがフラワーパークの名
物である「大藤」を育てた日本初女性樹木医
(女性第1号)の講演を聞いたことがあり、その
熱意と苦労話に感銘を受けた記憶がある。当時
は園としての人気はそれほどなく、まして「入
園料を払ってまで藤を見に行く?」という感覚だ
った。しかし、年を重ねたせいだろうか、季節の
花々に囲まれ大藤の苦労話と相まって、感動と
共に心が癒された。至福の時間を過ごす場所は
意外と近くにあった。〈新明和工業(株) 島田〉